畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業)

第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

1 畜産経営強化支援事業

基金管理団体は、認定計画に基づく取組を行う者が、生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、そのリース料について負担の軽減を図るため、当該機械装置の貸付者(基金管理団体が別に定めるリース会社等。以下「リース事業者」という。)に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成するものとする。

2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

基金管理団体は、認定計画に基づく取組を行う飼料生産組織が、飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、そのリース料について負担の軽減を図るため、リース事業者に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成するものとする。

3 推進指導事業

基金管理団体は、1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、 事業の推進、指導、調査等を行うものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、事業開始年度(平成27年度)に選定された基金管理団体とする。

第3 機械装置のリース導入

1 取組主体

第1の1及び2により機械装置を借り受け利用する者(以下「取組主体」という。)は、認定計画において中心的な経営体として位置付けられた、(1)のアからスまでのいずれかに該当する者であって、(2)の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 取組主体の対象者
 - ア 畜産を営む者(法人化しているものを除く。)
 - イ 農業協同組合
 - ウ農業協同組合連合会
 - エ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
 - 才 土地改良区
 - カ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項(平成28年3月31日までの間にあっては第72条の8第1項)に規定する事業を行う法人をいう。)
 - キ 株式会社(農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法 人農畜産業振興機構又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会 社の議決権のある株式の総数の過半数であって農業(畜産を含む。以下、この 項において同じ。)を主たる事業として営むもの又は農地保有適格法人(平成28

年3月31日までの間にあっては農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)。クにおいて同じ。)に限る。)

- ク 合同会社、合名会社、合資会社(農業を営む個人が社員となっている会社であって、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの又は農地保有適格法人に限る。)
- ケ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。)
- コ 事業協同組合、事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。)
- サ 特定農業団体 (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第23条第4 項に規定する団体をいう。)
- シ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の (ア)及び(イ)の要件に適合するもの
 - (ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - (イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること
 - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項 を明らかにしていること
- ス 上記アからシまで以外の法人であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合 するもの
 - (ア) 自給飼料の生産を主たる事業として営むコントラクター(飼料生産受託組織をいう。以下同じ。)であって、直近3年以上の活動実績があること
 - (イ) 飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)の受委託に関する協定を締結していること
- (2) 取組主体の要件

取組主体は、次のいずれかを満たすものとする。

- ア (1)のアからウまで又はカからサまでのいずれかに該当するもの(イの飼料生産組織を除く。)であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者
 - (ア)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者又は同法第14条の4の認定(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成25年法律第102号)第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第1項の認定を含む。)を受けた者で、就農している又は就農することが確実である者(以下「新規就農者」という。)
 - (イ)(ア)に該当する2者以上で構成する集団
 - (ウ)農業協同組合、農業協同組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般 社団法人、一般財団法人、事業協同組合又は事業協同組合連合会(自ら家畜 の飼養及び飼料の生産を行う場合(委託による場合を含む。)に限る。)
- イ (1)のイからスまでのいずれかに該当する飼料生産組織

飼料生産組織(コントラクター又はTMRセンター(完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。)を営む者その他の飼料生産組織をいう。)であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに取り組む者

- (ア) 導入した機械装置を用いた作業の受託面積(自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。)を、目標年度(事業実施年度から3年度目。以下同じ。)までに、機械装置のリース導入年度の前年度又は過去3か年の平均の実測値(現状値)より、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。ただし、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上とすることとする。
- (イ) 導入した機械装置を用いた収穫量の増加等の取組により、目標年度までに、 過去3か年の平均の実測値(現状値)より、収穫量(TDNベース)をおお むね10%以上増加させること。ただし、新規組織を除くものとする。
- (ウ) 導入した機械装置を用いて調製される混合飼料等について、目標年度までに、当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率 (TDNベース)の値が、機械装置のリース導入年度の前年度又は過去3か年の平均の実測値 (現状値)より、次のそれぞれの値以上増加すること。なお、粗飼料と濃厚 飼料の両方を調製する飼料生産組織にあっては、次のa及びbの双方の基準を満たすこと。
 - a 粗飼料を調製する場合
 - (a) 現状値80%未満 ・・・・・5ポイント
 - (b) 現状値80%以上85%未満 ・・・・・4ポイント
 - (c) 現状値85%以上90%未満 ・・・・・3ポイント
 - (d) 現状値90%以上95%未満 ・・・・・2ポイント
 - (e)現状値95%以上・・・・・・増加すること
 - (f) 現状値100% ・・・・・維持すること
 - b 濃厚飼料 (飼料用米等) を調製する場合
 - (a) 現状値10%未満 ・・・・・3ポイント
 - (b) 現状値10%以上15%未満 ・・・・・2ポイント
 - (c) 現状値15%以上20%未満 ・・・・・1ポイント
 - (d) 現状値20%以上 ・・・・・増加すること
- 2 機械装置の再貸付け
- (1)貸付主体

畜産業の振興を目的とする次に掲げる法人は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的で、リース事業者から機械装置を借り受ける者(以下「貸付主体」という。)となることができる。

- ア農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 公益社団法人
- 工 公益財団法人
- 才 一般社団法人
- カ 一般財団法人
- キ 事業協同組合
- ク 事業協同組合連合会
- (2) 再貸付の要件
 - ア 貸付主体は次のいずれかに該当する場合に限り、取組主体に機械装置の再貸

付けを行うことができる。

- (ア)複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合
- (イ) その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要である と当該取組主体の所属する実施要綱第2の1の畜産クラスター協議会(以下 「協議会」という。) が認める場合
- イ 貸付主体は、再貸付を行う場合、貸付を受ける取組主体の所属する協議会の 事務局に、その旨を報告するものとする。

第4 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第1の1及び2の事業において貸付けの対象となる機械装置(以下「貸付対象機 械装置」という。)の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために 製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、原則として新品を対象とする。ただし、第1の1の事業において、取組主体が新規就農者の場合に限り、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における貸付対象機械装置は、そのリースの開始時において、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、リース事業者がリース物件として貸付可能なものとする。

第5 事業の実施等

1 事業参加要望

(1)協議会は、別記様式第1号-別紙1及び別紙2により協議会内の取組主体及び貸付主体(以下「取組主体等」という。)がリース方式により導入しようとする機械装置の要望を事業参加要望書として取りまとめ、都道府県と協議の上、基金管理団体に提出する。この場合、協議会は、取組主体等ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量及び既存の機械装置がある場合の追加導入について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取りはからうものとする。

なお、都道府県との協議は、基金管理団体(4により基金管理団体が事業を委託している場合にあっては、当該委託先)を経由して行うものとし、基金管理団体は都道府県ごとの事業参加要望書を取りまとめ、都道府県に提出するものとする。

- (2)協議会は、(1)の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添の「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針(以下「基本方針等」という。)を踏まえ、機械導入を希望する取組主体等の間の優先順位を決定するものとする。
- (3) 都道府県は、(1) の協議に際し、(2) の基本方針等に基づき、事業参加要望書に対して必要な意見を表明することができるものとする。
- (4)(3)の都道府県による意見表明があった場合には、協議会は事業参加要望書について、必要な修正を行わなければならない。
- (5) 都道府県は、事業参加要望書を提出した協議会の認定計画について、実施要領 別添1の「畜産クラスター計画に係る総合評価基準」に基づき実施した総合評価

(別紙1の第8の1の(3)で実施した総合評価を含む。以下「総合評価」という。)について、基金管理団体に通知するものとする。

2 事業実施計画の作成等

- (1) 基金管理団体は、事業参加要望書及び当該事業参加要望書を提出した協議会の 認定計画の総合評価結果を添えて、別記様式第2号により事業実施計画書を作成 し、生産局長の承認を受けるものとする。
- (2) 基金管理団体は、(1) の承認を受けた後、生産局長と協議の上、配分予定額を 決定し、都道府県及び協議会に通知するものとする。
- (3) 基金管理団体は、(1) で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1) に準じて変更の承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業費の30%を超える増減
 - ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 事業参加申請書の作成・承認
- (1)協議会は、2の(2)の通知を受けた配分予定額の範囲内で、事業参加要望書で決定した取組主体等の優先順位に基づいて取組主体等を選定するものとする。
- (2)(1)により選定された取組主体等は、別記様式第3号の別紙1、別紙2及び別紙3により事業参加申請書を作成し、協議会に提出するものとする。協議会は、提出のあった事業参加申請書を別記様式3号により取りまとめ、認定計画を添えて基金管理団体に提出するものとする。
- (3) 基金管理団体は、取組主体等ごとに事業参加承認を行い、協議会に通知する。
- 4 事業の委託

基金管理団体は、本事業の一部を他の団体に委託して行うことができるものとする。この場合、基金管理団体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、 手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長に報告するものとする。

- 5 補助対象経費及び補助方法等
- (1) 基金管理団体は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業の実施に要する経費につき補助するものとする。
- (2) 基金管理団体は、取組主体等がリース事業者から借り受ける機械装置の取得価額のうち、2分の1以内の金額についてリース事業者を通じて取組主体等へ助成する。
- 6 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%(法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%)以上(1年未満の端数切捨て)から法定耐用年数までの範囲内(中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。)で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、基金管理団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した取組主体等において適正に使用するものとする。

(2)貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合 貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数(中古品の場合は、法定耐用年 数から経過年数を差し引いた残存期間とする。)とする。 なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、基金管理団体が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、基金管理団体がリース事業者を指導するものとする。

7 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象機械装置について、6の(1)に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により取組主体等に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

8 途中解約の禁止

取組主体等は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として取組主体等がリース事業者に支払うものとする。

9 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、 基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額(消費税及び地方消費税を除く。 以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対 象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

- 10 契約書類等の徴取
 - (1) リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記するものとする。
 - (2) 基金管理団体は、リース事業者が取組主体等とリース契約を締結した場合は、 速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。
 - (3) 取組主体等は、リース事業者とリース契約を締結した場合は、速やかに基金管理団体が定める報告書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

基金管理団体は、その内容を取りまとめ、当該取組主体等が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

11 その他

国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

また、取組主体等は、貸付対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

第6 事業の実施報告

基金管理団体は、事業が完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告

書を作成し、生産局長に報告するものとする。

第7 事業の推進指導等

- 1 基金管理団体は、生産局長の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 2 リース事業者及び取組主体等は、基金管理団体の指導の下、都道府県、協議会、 関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第8 目標年度及び成果目標並びに事業評価

実施要綱第5の2の生産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並び に事業評価は次のとおりとする。

- 1 目標年度
 - 目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。
- 2 成果目標

コストの削減効果、販売額の増加効果、飼料自給率の向上効果のうち、導入した機械に応じた成果目標を選択し、定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

3 成果目標の検証

協議会は、事業実施年度の翌年度に2の成果目標に係る効果の検証を行い、別記様式第5号により成果報告書を基金管理団体へ提出するものとする。

4 評価と指導

3において成果目標を達成していない取組主体等であって、改善が見込まれないと基金管理団体が判断した場合には、第10に規定する報告を求め、必要な指導を行うものとする。

5 基金管理団体は、4の評価の結果を生産局長に報告するものとする。

第9 補助金の返還

基金管理団体は、取組主体等、協議会又はリース事業者から貸付対象機械装置の貸付期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体等又はリース事業者に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 取組主体等が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が減失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6)変更の届出、報告等を怠ったとき

第10 調査及び報告

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、 必要に応じて、協議会、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは 指導することができるものとする。
- 2 基金管理団体は、協議会、リース事業者及び取組主体等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第11 消費税及び地方消費税の取扱い

1 基金管理団体は、補助金の交付に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税 等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる 部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する仕入れに係る 地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同 じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して交付するものとす る。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 基金管理団体は、1のただし書による事業実施主体からの事業実績の報告は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告を受けるものとする。
- 3 基金管理団体は、1のただし書による事業実施主体から実績報告書の提出を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに提出させるとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を、返還させなければならない。

なお、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度の6月末までに、報告を受けるものとする。

第12 帳簿等の整備保管等

基金管理団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。 なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第13 平成28年熊本地震により被災した地域に係る特例

事業実施主体たる基金管理団体は、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組を行う者に係る第1の1及び2の事業を行うことができるものとする。この場合において、第1、第3及び第5中「認定計画」とあるのは、「熊本地震対応畜産クラスター計画」と読み替えるものとする。

貸付対象機械装置			
機械装置の区分	仕様等		
飼料給与関係機械 装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ベールフィーダー、餌寄せロボット 等		
畜舎温度制御機械 装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置等		
	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等		
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置 等		
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルク クーラー、オートサンプラー 等		
衛生管理高度化機 械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係 装置 等		
畜産物管理・加工 機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置等		
飼料播種・追播用 機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等		
飼料収穫・調製用 機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等		
	稲わら収集機、簡易土壌分析機器、ICT関連機械(GPSガイ ダンスシステム等)等		

貸付対象機械装置			
機械装置の区分	仕様等		
草地管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の更新(除草、心土破砕、表層撹拌又は作溝・穿孔、施肥、播種、覆土、鎮圧等)に係る作業に要する機械		
飼料調製用機械装 置	TMR 等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等		
飼料用米調製用機 械装置	飼料用米加工・調製機(飼料粉砕機、加圧圧ペン処理機、造粒機、 発酵処理機、梱包機等)、飼料混合機 等		
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎(組立式)、移動式スタンチョン 等		
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ倉庫又は延床面積 200 ㎡以下の倉庫(実施設計費及び基礎工事費は対象外とする。)		
	エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車(特装しているものに限る) 等		
堆肥調製散布関係 機械装置 (注意)	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車(特装しているものに限る) 等		

(注意)

- 1 助成対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても助成対象とする。
- 3 本事業によりリース導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に 用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械リース導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を

行うこと。

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化支援 事業	リース物件の取得に必要 な経費	2分の1以内
2 飼料生産受託組 織等経営高度化支 援事業	リース物件の取得に必要 な経費	2分の1以内
3 推進指導事業	基金管理団体が1及び2 の事業の円滑な推進を図 るため、事業推進会議の 開催、リース事業の推進、 指導、調査等に必要な経 費	定額